

# 依存症をめぐる現状 ～WHOからのメッセージと日本の現状

## 日本の依存症をめぐる階層

減酒・簡易介入対象

問題飲酒・大量飲酒群  
980万～1039万人

● 依存症治療群4万人 $\alpha$

要治療群107万人

\* 2010年WHO総会にて「アルコールの有害使用低減のための世界戦略」決議 → 様々なレベルで包括的に対策せよ

\* 有害使用とは①健康を害する飲酒 ②社会への弊害をもたらす飲酒行為

\* アルコール健康障害対策基本法 (2013年 日本)

\* 日本の現状はほとんど治療につながっていない

(私見)  
減酒・簡易介入対象群は“軽い人達”だけではない。むしろ多問題家族・多層な問題によってアディクションを使っている。



福祉事務所CWIはこの問題を読み解くゲートキーパーの最先端にある

依存症をめぐる階層

2013年厚労省研究班 患者調査  
2016年 尾崎米厚論文より

15

# 地域にはびこるアルコール問題へのアプローチの現状 ～依存症の治療スペクトラム



従来の依存症治療はごく一部の重症な依存症群へ提供されていた  
もっとハードルの低い介入や治療の方向性: SMARRPの開発  
問題の動機づけからかわり、再飲酒をスタンダードとして再発予防に重点  
大量飲酒者へ飲酒量低減のための介入: ブリーフインターベンションの開発

16

# 断酒・断薬治療と取締り

## そしてハームリダクション

- ▶ ハームリダクション: 必ずしも使用量は減ることがなくとも、使用により生じる健康・社会・経済上の悪影響を減少させることを主たる目的とする政策、プログラム、実践(処罰より支援を)
- ▶ 断酒断薬プログラムとHRは補い合うもの(VSではない)  
(前提)
- ▶ アルコール・薬物使用者は全員が依存症者ではない。  
9割の人に断薬プログラムはなじまない  
依存症者で断薬したほうがよい場合も断薬プログラムに最初からはつながりにくい
- \* 断酒断薬にこだわらないプログラムを  
そして3層の生きづらさの支援を

2019年現在  
日本では支援視点と支援姿勢に  
政策やプログラムはまだ導入されていない

17

## 依存症からの回復に必要なこと

- ▶ ①介入(周囲からの介入/自分の気づき) 受療へ
- ▶ ②動機づけ支援 と減少支援
- ▶ ③断酒治療 入院
  - ▶ 精神・身体症状の治療
  - ▶ 心理教育
  - ▶ 薬物療法(抗酒剤 飲酒抑制剤)
  - ▶ 集団療法(グループ)
  - ▶ 再飲酒予防プログラム(認知行動療法)
  - ▶ 自助グループ AA 断酒会 その他
  - ▶ 家族教育 家族療法外来  
・デイケア  
SMARPP

スリッパ・再飲酒をしながら断酒していく
- ▶ ④断酒など新しい習慣のためのリハビリテーション  
関連問題の解決 就労支援 訪問看護 回復支援施設

18

## 専門医療からこぼれ落ちる

\* 軽度知的障害があり、ホームレスの人が依存症で入院してきたとき

\* 重い身体障害と偏見を抱えて生きてきた男性が依存症で入院してきたとき

\* バブル後財産も家族も仕事も住まいも失った人が、大量飲酒・吐血して内科→ARP入院。

\* 高齢者のアルコール依存

19

## 別のアディクションへ移って問題をこじらせる

\* 酒をやめ始めたのに、今度は女性にはまり、アパート資金等ためていた全財産をつぎ込んだ人

\* リストカットが止まったと思ったら、売春と覚せい剤に進んでいってしまった人

\* 酒はやめ始めたのに、性犯罪が習慣になり逮捕された人

\* 酒・過食・買い物・ネット・共依存・・・マルチ

20

# 治療・相談機関・回復支援施設につながらない事例

- ▶ 高齢者や障がいのある方、小さな子どもがいる方など、限られた相談場所や治療機関にかかれない人
- ▶ 生活問題のほうが大きい場合：住む場所や経済的なことの方が当面大きな問題になっている

地域社会資源の限界



① 今かかわる援助職がアディクションについて視点をそろえていく

できない環境

② ケアマネジメントしていく中で、積極的な管理（お金・食べ物・酒等嗜好品）や環境調整を行っていく

てまのかかる環境

③ 生活支援をしていきながら情報提供・心理教育をしていく。

21

## スタンダードな治療やリハビリに乗らないケース

- ▶ 本人が高齢で介護状態：環境調整
- ▶ DV・虐待・暴力がある場合  
その危険性を積極的に情報提供
- ▶ 本人がPTSD・うつ等の症状への対処行動として依存症がある場合  
それでも依存を止めることから  
本来の病気と依存症の関係への理解を
- ▶ 本人に発達障害がある場合  
本人の考える道筋にそって落としどころを考える  
環境を整える・視覚的な情報提示
- ▶ 本人が統合失調症等の場合  
主体性を守りながらも適度な管理を手伝う

22

## ▶生活保護行政職員向け アルコール依存症などへの支援

23

### 援助職として 依存症・アディクションをどう見るか

- ▶ まだ、アディクション問題だと気付かずに苦しむ潜在的クライアントを発見し、回復に向けてかかわる
- ▶ 医療・障害者福祉・精神保健福祉リハビリテーション・自助活動・メンタルヘルス・家族問題・暴力・司法 という領域を横断してネットワークを組み、支援する課題
- ▶ 治療プログラムやリハビリテーションの形は、ひな形があるが、複数あり、リカバリー（回復）も多様な形がある
- ▶ ダイレクトな支援を受けられる医療・福祉サービス・社会資源は少ない。（医療が扱わない種類のものもある）

介入

連携

資源を知る

回復を信じる

24

# 問題を発見＝視覚化し、介入を



アディクションは見えにくい

- \* 好きなこと・趣味・生活態度・人柄に見える
- \* 本人家族に否認されやすい



外から介入しないと気付かない

- \* おや、なぜこの人はこんなに支障が出ているのに？  
継続的に関心を持つ・違和感を示す
- \* 減酒支援（短期介入）：目標を立て、その実行に伴走
- \* 動機付け支援：自己決定への心理的支援・ゆれにつきあい、矛盾に向き合う
- \* 否認にかかわる：関係ができてから直面化  
関係性を使って直面化  
\* 時には支援の条件に

25

## 支援ステージ1：発見・視覚化： 違和感を示す＝自動化への介入

- ▶ 生活保護受給者の中の隠れているアディクション問題を発見する
  - \* 面接やケア会議などの場面で酔っているケース
  - \* 肝疾患・糖尿病・高血圧の3点そろっているケース
  - \* 酔って暴力行為のエピソードが複数
  - \* 肥満（糖尿病・心疾患）栄養指導を受けても食生活を変えられないケース
  - \* ギャンブルを保護費でしているケース：ソーシャルギャンブリング（遊興行為）そのものも倫理的問題  
勝ち前提になっている場合・負けを取り戻すための場合

26

## 視覚化するときのワンポイント面接技法

- ▶ 意図的な感情表現： 驚きを示す



- ▶ イエスバット式で共感を示してから違和感を伝える 「そういうことありますよね、でも…」
- ▶ 軽い直面化になるのでオブジェクション(客体化)を使う 「**うーん**、こういう場合に飲んでくのはまずい**かなあ**…」

27

依存症の病名がまだついていないとき

## 減酒支援～まず減らすことを目標に

- ▶ ALによる内科疾患のある人や大量飲酒により問題が出始めている人に
- ▶ 受給者に対し、保健師などと一緒に保健指導の一つとして活用を
- ▶ アルコール使用障害スクリーニング(AUDIT)とその評価結果に基づく減酒支援 → **ワーク AUDIT**
- ▶ アルコール依存症の専門治療機関に減酒支援からお願いする :レグテクト(飲酒抑制薬)が処方される

28

## 動機付け支援



\* 協働関係で一緒に考えていく・やめるための社会資源につながる **リンケージ支援 同行支援**

\* 動機付けを意識した面接のポイント

- ▶ 変わりたいという動機づけを高めること
- ▶ 面接は「変化について語る」(チェンジトーク)機会
- ▶ 基本的共感⇔現状と希望の矛盾を拡大
- ▶ 抵抗にからまりながら進む
- ▶ 自己効力感を支援

\* 自己決定支援を意識：相手は否認という心理的防衛を破れない、決められない人。時には積極的に必要性を述べて理解してもらう

29

## 生活保護ワーカーはてこになる

### インターベンション：否認を打ち破る

- ▶ 単身者にとっては生活保護ワーカー等は家族がわり。様々な危機に立ち会う。その場面を使って直面化を図る。→関係機関と一緒にやるとよい(内科入院先のスタッフ、訪問活動でかかわりのある保健師)

### 友愛

- ▶ あなたに関心がある 生きてほしい、この苦境を乗り越えてほしい、できると信じている (実存的な関係にある人として)

### 事実

- ▶ でも今のあなたは依存症という疾患である可能性
- ▶ だから治療してほしい(福祉専門職として)

### 限界

そうでなければ保護は難しい  
(行政マンの立場として)

30



## 支援ステージ2

### ～本人が治療やリハビリにつながってから

- \* 医療を受けてスパッとやめられるわけではない  
受療を始めた本人に過度な期待をもたない
- \* 一人ではやめられない  
自助グループ・回復支援施設を活用・連携する  
外来・デイケア・就労支援事業所・マック・ダルク・自助グループ
- \* 病院や回復支援施設を中心にケアマネジメントされる  
そのネットワークの一翼を生活保護担当者は担う
- \* スリップ・再飲酒はスタンダード
- \* スリップしたときの恥感覚・うつ感に配慮を 温かい目線で

\* スリップをめぐって対応する

31

## 基本的な相談援助姿勢



- \* **三者無力**：当事者・家族・援助職ともアディクションをコントロールできない、無力を共有する関係
- \* 変化を開始できる **自己効力感**は支援する
- \* **回復**することを信じる・信じられる  
(そのための回復像をもつ・回復者に出会う)
- \* 自己決定による行動変容を目指す (そのための **動機づけ**を支援する)
- \* **イネイブリング**をチェック・自覚  
＝これをてこに問題解決を図りながら介入

32

## 基本的な援助姿勢

\*ゆれに巻き込まれながらも境界線を意識

支援関係の境界線：

何かと問題解決に走る  
思った方向へコントロール  
する/される

情緒的な境界線：役に立てないことがつらい  
家でも考えてしまう  
わかってもらえず不満

\*自覚して線を引く スーパービジョン受ける

33

## 基本的な援助姿勢

### ▶ 変化に立ち会う役割

アディクションに気づく、認める、何らかの変化を起こす、治療を受ける、再発と再発防止を繰り返す、別のアディクションにはまる、一次的な生きづらさの問題について語る、当事者スタッフという役割を生きる、アディクションを社会問題としてとらえて活動するなど

34

# 相談の基本姿勢

- ▶ 行動を評価する
- ▶ 「飲んでないって信じてくれないのか」「自助グループや医療に行くあなたの足は信じますよ」  
アディクションは行動の障害なので、行動変容を評価 行動継続を評価 正直に語ったことを評価
- ▶ 相談・治療・自助グループに肯定的であること  
行かない方向に背中を押さない
- ▶ 一人では抱え込まない：援助職が孤立しない

35

## 生活保護受給者層への支援 ～特に単身者をめぐって

### 依存症の構造的理解

アディクションに背景にある生きづらさを理解する  
＝生保層はこれが大きい

- ①背景に存在する苦痛
- ②アルコール問題が進行することで受けてきた苦痛
- ③社会の中のサバイバーとして受けてきた苦痛

SOSなのかもしれないことを気づき、理解する

死ぬかわりに飲んでいる  
かも

36

# 生活保護受給者層への支援

～特に単身者をめぐって

## LIFE(ライフ)の再建

生きるために使ってきたアクションとともに  
進んでしまった生活の崩壊に対し、もう一度生  
活の立て直しを支援する

ライフ:命 生活 人生取り戻す意味がある

37

## 家族がいる場合:家族を支援するとは ～2つの側面

\* キーパーソンとしての家族:まず家族から相談につ  
なげる

問題に気づく存在

治療や相談につなげる存在

本人の回復の途上の希望となる存在

\* ケアラーとしての家族:高齢者・10代の子供

酒害という、当事者の問題に振り回されてきた  
家族の持つべき機能(生活・経済・ケア・教育等)  
よりも当事者の問題に対応してきた

家族が自分自身のライフ(生活・人生)をすすめる  
ように

38

## 複眼的な視点を持つ

### 家族自身がパワーレスな場合

- ▶ 家族が高齢で介護が必要な状態の場合 8050
- ▶ シングルペアレント家庭で、子供が家族の場合 5010
- ▶ 家族がうつ・PTSD・統合失調症等精神疾患の場合

⇒ 家族に直接的なニーズがある

39

## 複眼的な視点を持つ

### ～家族自身がパワーレスな場合

- ▶ ヤングケアラー(子供が家族の場合)  
子ども自身に何が必要かアセスメント  
(経済・学習・就労に関する支援 責任の減少)

直接の支援法がないので、使える社会資源をさがす  
子ども食堂 コミュニティカフェ サポステや引きこもり  
支援のNPO法人等

生活困窮者自立支援制度事業の学習支援

進学や奨学金の制度も具体的に

就労や資格取得の見込みも

- ▶ 虐待の場合は分離を考えながら

40

# ヤングケアラーという視点の必要な子どもたち～事例

- ▶ AL・摂食障害のある女性と暮らす13歳中学生
- ▶ 肝臓で内科入退院を繰り返す父親と暮らす高校中退の16歳男性
- ▶ アルコール依存症の父・うつ疾患の母と暮らす20代の女性

41

## 社会資源と多機関連携

- ▶ 依存症にかかわる専門機関 別紙
- ▶ 介入から治療・リハビリに関わる機関が連携し、チームを組んでおく(当事者への理解 目指すもの 姿勢のおおまかにそろえる)
- ▶ チームという集団は回復を目指す当事者の底上げネットになる

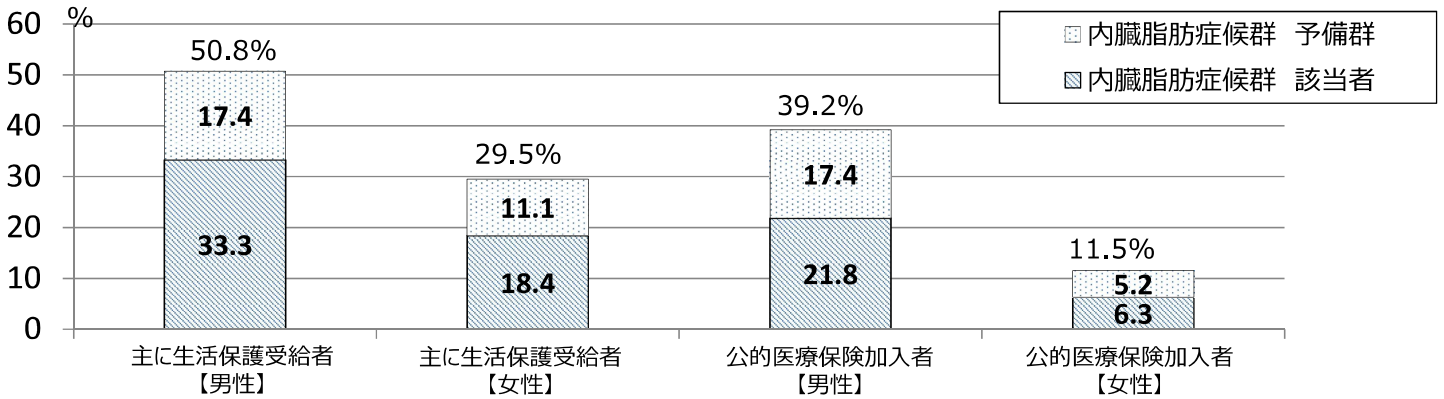
42

# 参考文献

- ▶ 「対人援助職のためのアディクションアプローチ」  
中央法規 山本由紀編
- ▶ 「動機づけ面接法 基礎・実践編」星和書店 ウィリアム・ミラー ステファン・ロールニク2007
- ▶ 「動機づけ面接法 実践入門 あらゆる医療現場で応用するために」星和書店 2010
- ▶ 「人はなぜ依存症になるのか～自己治療としてのアディクション」E.カンツイアン他著 松本俊彦訳 星和書店

# 被保護者の健診受診状況および健診結果

- 被保護者の健診受診率は、特定健診の受診率と比較して低い。
  - ・ 健康増進法に基づく健康診査の結果（主に被保護者の健診受診率） 7.3%
  - ・ 特定健診の受診率：53.1%
- 被保護者の健診受診者における内臓脂肪症候群の該当者及び予備群の割合は、公的医療保険加入者よりも高い。



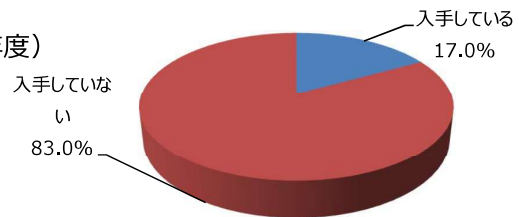
出典：平成29年度年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況（概要）  
平成28年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ  
及び平成29年度地域保健・健康増進事業報告より保護課にて作成

## 福祉事務所による被保護者の健診受診状況等の把握に関する現状

○ 福祉事務所設置自治体に対し、平成27年度、調査を行った結果は下記の通りであった。

- 福祉事務所における健康診査結果の取得率（平成27年度）

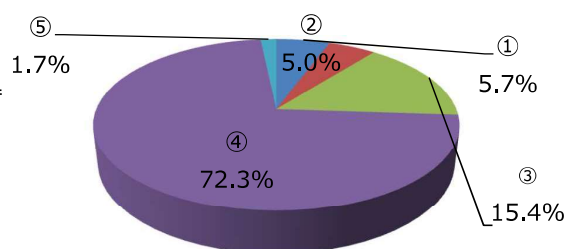
・入手している	17%	(136自治体)
・入手していない	83%	(675自治体)



○ 平成30年度の状況においても、7割の福祉事務所は健診関連データを入手できていない（アンケート調査結果より）。

- 福祉事務所における、健康診査の受診情報（受診した/しない）や、要医療や要保健指導等の結果、詳細な検査結果（腹囲や血液検査等の結果）の取得状況（平成30年度）

①受診情報（受診した/しない）のみ取得	5.7%	(41自治体)
②結果（要医療機関受診や要保健指導か否か）まで取得	5.0%	(36自治体)
③詳細な結果（腹囲や血液検査等の結果）まで取得	15.4%	(111自治体)
④取得していない	72.3%	(522自治体)
⑤健診が実施されていない	1.7%	(12自治体)





# 被保護者健康管理支援事業の実施に向けた準備について

令和3年1月の被保護者健康管理支援事業の実施に向け、自治体及び国における準備は以下のとおり。

## 平成30年度

- 生活保護受給者の健康管理マニュアルに関するWG開催
- 6月 改正生活保護法が成立
- 10月 「被保護者健康管理支援事業の手引き」策定
- 各自治体において試行事業を実施

## 令和元年度

- 自治体において試行事業・準備事業を実施  
(主な事業) ・レセプト管理システムの改修  
・データの収集・分析  
・同行支援員や非常勤保健師等の雇用による事業計画の策定や支援の実施
- 試行事業の実施状況、各方面の意見等を踏まえ、手引きの改定
- 令和2年3月 担当者会議を開催

## 令和2年度

- ～12月 引き続き各自治体において試行事業・準備事業を実施
- 必要に応じて手引きの改訂を検討
- 国による周知、研修活動
- 国により全国データの地域差分析を開始
- 1月 被保護者健康管理支援事業 施行

## 薬局と連携した薬学的管理・指導の強化等

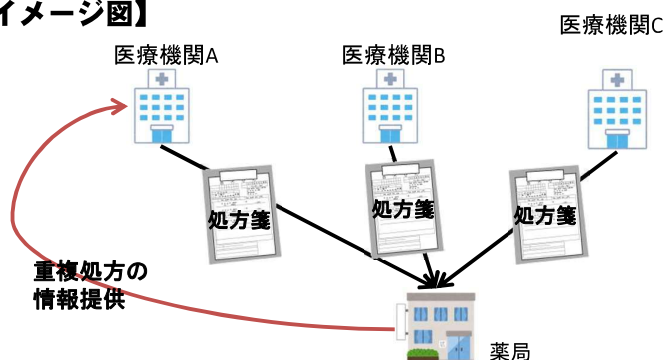
### 【趣旨】

- 平成29年度より、被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一カ所にし、本人の状況に応じて、薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師に情報提供を行う事業を実施。
- 令和元年度より、生活保護受給者が、医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際に、1冊に限定したお薬手帳を持参することで、併用禁忌薬の処方防止や薬局における重複処方の確認を行うモデル事業を実施。
- こうした取組みにより、医療機関は重複調剤の適正化や、併用禁忌薬をチェックを行うことができ、被保護者の健康管理に寄与するとともに、医療扶助費の適正化効果も見込まれる。

### 【薬局を一箇所にする事業の実施方法】

- ① 受給者の希望も参考としつつ、対象者1人につき薬局を1カ所選定
- ② 薬局において、薬学的管理・指導を実施  
また、必要に応じて、医療機関へ重複処方等の情報提供を実施
- ③ 福祉事務所は、重複処方等が確認された者に対し適正受診指導を行う。

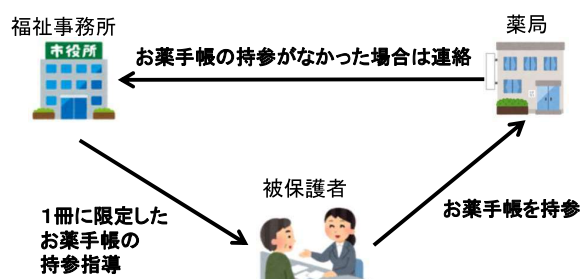
### 【イメージ図】



### 【お薬手帳を活用した事業の実施方法】

- ① 福祉事務所は、受給者に対して、1冊に限定したお薬手帳を持参するよう指導
- ② 薬局において、こうしたお薬手帳を持参していない場合は、その旨を福祉事務所に連絡
- ③ 福祉事務所は、ステッカーが貼付されたお薬手帳を持参しなかった生活保護受給者に対して、持参するよう指導。重複調剤が確認された者に対しては適正受診指導を行う。

### 【イメージ図】



(1) 生活保護法による医療扶助人員、医療扶助費の年次推移

	被保護 実人員 A 人	医療扶助人員						医療扶助率 B/A %	医療扶助費 総額 億円	生活保護費 のうち医療 扶助費の占 める割合 %
		総 数 B 人	入院		入院外		精神 (再掲) 人			
			精神 (再掲)	入院	精神 (再掲)	入院外				
平成7年度	882,229	679,826	126,555	123,924	64,399	555,903	62,156	8,819	59.4	
平成8年度	887,450	695,075	131,592	124,794	64,117	570,281	67,475	8,773	58.0	
平成9年度	905,589	715,662	135,681	126,530	64,212	589,132	71,469	9,230	57.5	
平成10年度	946,993	753,366	141,798	130,358	64,743	623,008	77,055	9,659	57.0	
平成11年度	1,004,472	803,855	148,286	134,043	65,122	669,812	83,164	10,416	57.0	
平成12年度	1,072,241	864,231	155,852	132,751	64,913	731,480	90,939	10,711	55.2	
平成13年度	1,148,088	928,527	163,149	134,956	64,900	793,572	98,249	11,229	54.1	
平成14年度	1,242,723	1,002,886	172,619	135,197	64,608	867,689	108,011	11,622	52.4	
平成15年度	1,344,327	1,082,648	183,139	132,578	63,708	950,070	119,431	12,361	51.8	
平成16年度	1,423,388	1,154,521	195,400	132,285	63,193	1,022,236	132,207	13,029	51.9	
平成17年度	1,475,838	1,207,814	204,600	131,104	62,479	1,076,710	142,121	13,470	51.2	
平成18年度	1,513,892	1,226,233	97,650	130,487	59,239	1,095,746	38,411	13,500	50.6	
平成19年度	1,543,321	1,248,145	95,028	125,900	57,687	1,122,245	37,341	13,074	49.9	
平成20年度	1,592,620	1,281,838	95,433	123,279	56,513	1,158,558	38,920	13,393	49.6	
平成21年度	1,763,572	1,406,456	98,651	125,820	56,090	1,280,636	42,561	14,515	48.3	
平成22年度	1,952,063	1,553,662	102,973	129,805	55,841	1,423,857	47,132	15,701	47.2	
平成23年度	2,067,244	1,657,093	107,539	129,362	55,154	1,527,731	52,385	16,432	46.9	
平成24年度	2,135,708	1,716,158	110,543	126,595	54,391	1,589,563	56,152	16,759	46.5	
平成25年度	2,161,612	1,745,615	113,339	123,648	53,105	1,621,967	60,234	17,077	47.0	
平成26年度	2,165,895	1,763,406	114,765	118,136	50,982	1,645,270	63,783	17,240	46.9	
平成27年度	2,163,685	1,775,997	116,729	116,279	49,358	1,659,718	67,371	17,785	48.1	
平成28年度	2,145,438	1,769,544	117,939	113,974	48,427	1,655,570	69,512	17,622	48.0	
平成29年度	2,124,631	1,765,043	118,253	112,463	47,495	1,652,580	70,758	17,810	48.6	

資料：被保護者調査（平成23年度までは福祉行政報告例）、生活保護費等国庫負担金事業実績報告

## (2) 都道府県・指定都市・中核市別医療扶助人員（入院・入院外）

自治体名	被保護実人員	医療扶助人員		
		総数	入院	入院外
全 国	2 071 747	1 744 233	111 056	1 633 177
北 海 道	61 736	55 304	5 368	49 936
青 森 県	16 599	14 599	714	13 885
岩 手 県	8 397	7 280	686	6 594
宮 城 県	11 100	9 076	596	8 480
秋 田 県	8 782	7 421	442	6 979
山 形 県	5 767	4 879	387	4 492
福 島 県	6 715	5 578	482	5 096
茨 城 県	28 240	23 085	2 035	21 050
栃 木 県	11 922	10 110	826	9 284
群 馬 県	7 386	6 489	388	6 101
埼 玉 県	57 253	46 859	3 324	43 535
千 葉 県	52 072	44 217	2 956	41 261
東 京 都	275 636	232 662	14 750	217 912
神 奈 川 県	34 959	28 940	1 646	27 294
新 潟 県	8 905	6 977	460	6 517
富 山 県	1 630	1 256	137	1 119
石 川 県	2 980	2 450	225	2 225
福 井 県	1 634	1 367	126	1 241
山 梨 県	4 146	3 268	324	2 944
長 野 県	7 752	6 385	468	5 917
岐 阜 県	5 335	4 432	352	4 080
静 岡 県	14 956	12 353	935	11 418
愛 知 県	22 394	18 521	1 277	17 244
三 重 県	15 692	12 804	947	11 857
滋 賀 県	7 056	6 153	452	5 701
京 都 府	13 938	11 766	652	11 114
大 阪 府	59 351	51 901	2 793	49 108
兵 庫 県	18 097	15 603	1 122	14 481
奈 良 県	12 268	10 583	618	9 965
和 歌 山 県	5 851	5 190	348	4 842
鳥 取 県	3 990	3 322	190	3 132
島 根 県	2 966	2 465	184	2 281
岡 山 県	4 528	3 892	329	3 563
広 島 県	7 408	6 302	575	5 727
山 口 県	10 455	8 982	805	8 177
徳 島 県	13 036	11 477	961	10 516
香 川 県	4 163	3 586	340	3 246
愛 媛 県	9 224	8 320	686	7 634
高 知 県	7 154	6 342	627	5 715
福 岡 県	50 927	45 247	3 502	41 745
佐 賀 県	7 875	7 100	624	6 476
長 崎 県	10 240	8 596	749	7 847
熊 本 県	9 475	7 822	712	7 110
大 分 県	11 183	9 908	1 084	8 824
宮 崎 県	9 181	7 797	755	7 042
鹿 児 島 県	15 129	12 786	1 629	11 157
沖 縄 県	24 911	20 450	1 844	18 606

自治体名	被保護実人員	医療扶助人員		
		総数	入院	入院外
指定都市（別掲）				
札幌市	71 747	61 534	3 821	57 713
仙台市	18 317	15 607	559	15 048
さいたま市	19 699	17 837	721	17 116
千葉市	20 957	15 211	551	14 660
横浜市	68 990	63 050	3 160	59 890
川崎市	30 227	24 669	1 097	23 572
相模原市	13 798	12 344	500	11 844
新潟市	11 895	9 572	650	8 922
静岡市	9 228	6 736	295	6 441
浜松市	7 142	5 464	210	5 254
名古屋	47 445	35 916	1 881	34 035
京都市	42 741	32 955	2 005	30 950
大阪市	136 254	113 091	4 798	108 293
堺市	25 248	21 484	1 346	20 138
神戸市	44 983	37 520	1 671	35 849
岡山市	13 048	11 751	615	11 136
広島市	24 339	17 858	649	17 209
北九州市	22 941	20 614	2 041	18 573
福岡市	42 913	36 541	2 026	34 515
熊本市	15 122	11 957	900	11 057
中核市（別掲）				
旭川市	12 429	10 987	603	10 384
函館市	11 671	10 317	637	9 680
青森市	8 417	7 400	419	6 981
八戸市	4 340	4 067	398	3 669
盛岡市	4 689	4 232	243	3 989
秋田市	5 394	4 662	392	4 270
山形市	2 166	2 018	130	1 888
郡山市	3 317	3 058	230	2 828
いわき市	4 356	3 829	410	3 419
福島市	3 094	2 260	115	2 145
宇都宮市	8 392	7 063	466	6 597
前橋市	4 101	3 675	150	3 525
高崎市	3 501	3 116	162	2 954
川越市	4 383	3 155	227	2 928
越谷市	4 312	4 002	141	3 861
川口市	11 567	8 430	349	8 081
船橋市	9 126	7 170	335	6 835
柏市	4 730	4 059	212	3 847
八王子市	9 401	6 778	600	6 178
横須賀市	5 183	4 443	170	4 273
富山市	2 084	1 701	168	1 533
金沢市	4 123	3 481	295	3 186
福井市	2 551	2 008	139	1 869
甲府市	2 855	2 016	135	1 881
長野市	3 342	2 190	260	1 930
岐阜市	6 351	5 341	206	5 135
豊橋市	2 033	1 751	138	1 613
豊田市	2 330	1 820	149	1 671
岡崎市	2 005	1 432	78	1 354
大津市	3 944	3 514	189	3 325
高槻市	5 899	5 054	254	4 800
東大阪市	18 364	14 559	552	14 007
豊中市	9 891	8 352	472	7 880
枚方市	7 684	5 675	237	5 438
八尾市	7 810	7 015	247	6 768
寝屋川市	7 274	6 697	341	6 356
姫路市	8 404	6 933	423	6 510
西宮市	7 861	6 769	334	6 435
尼崎市	17 779	16 071	798	15 273
明石市	5 177	3 945	299	3 646
奈良市	7 318	5 644	205	5 439
和歌山市	9 120	7 500	346	7 154
鳥取市	2 966	2 225	94	2 131
松江市	2 691	1 992	104	1 888
倉敷市	7 128	6 341	392	5 949
福山市	6 219	5 240	220	5 020
呉市	3 544	3 137	253	2 884
下関市	4 010	3 378	254	3 124
高松市	6 202	5 671	373	5 298
松山市	11 767	10 236	490	9 746
高知市	11 475	9 745	632	9 113
久留米市	6 531	5 919	384	5 535
長崎市	12 438	9 952	705	9 247
佐世保市	5 203	4 571	467	4 104
大分市	8 561	7 318	628	6 690
宮崎市	8 666	7 643	371	7 272
鹿児島市	15 133	13 909	1 190	12 719
那覇市	13 017	9 154	917	8 237

資料：被保護者調査（令和元年11月分速報値）

(3) 長期入院患者の実態把握の状況

(※) 数値は一部精査中

(平成30年度)

区 分	① 書へた患者 類入院者 検討総八十 日を超え	② ①調整を行 った主治医 等と意見	③ ②の入院者 の結果医療 必要がない と	④ ③のうち措置状況							⑤ ③患者うち 未措置の	② ／ ①の割合	③ ／ ②の割合	⑤ ／ ③の割合
				退院又は移替え等						そ の 他				
				小 計	地域への移替		他法への移替							
					居宅保 護	施設入 所	核感 染症予 防法(結 核)	精福 祉保健						
北海道	2,620	855	20	14	7	6	0	0	1	6	32.6	2.3	30.0	
青森県	266	191	14	9	1	6	0	0	2	5	71.8	7.3	35.7	
岩手県	256	210	22	5	1	2	0	0	2	17	82.0	10.5	77.3	
宮城県	269	222	9	4	1	2	0	0	1	5	82.5	4.1	55.6	
秋田県	315	242	5	5	0	3	0	0	2	0	76.8	2.1	0.0	
山形県	185	84	9	9	3	4	0	0	2	0	45.4	10.7	0.0	
福島県	193	145	49	35	2	21	0	0	12	14	75.1	33.8	28.6	
茨城県	974	858	126	22	2	10	0	0	10	104	88.1	14.7	82.5	
栃木県	513	281	2	0	0	0	0	0	0	2	54.8	0.7	100.0	
群馬県	270	27	1	1	0	1	0	0	0	0	10.0	3.7	0.0	
埼玉県	1,308	641	37	25	19	5	0	0	1	12	49.0	5.8	32.4	
千葉県	1,342	731	124	30	8	21	0	0	1	94	54.5	17.0	75.8	
東京都	6,704	2,680	654	590	117	256	0	11	206	64	40.0	24.4	9.8	
神奈川県	952	636	109	71	27	38	0	1	5	38	66.8	17.1	34.9	
新潟県	177	105	12	11	2	6	0	0	3	1	59.3	11.4	8.3	
富山県	80	63	21	4	0	1	0	0	3	17	78.8	33.3	81.0	
石川県	131	59	2	1	0	1	0	0	0	1	45.0	3.4	50.0	
福井県	112	87	14	4	1	2	0	0	1	10	77.7	16.1	71.4	
山梨県	230	68	16	16	6	5	0	1	4	0	29.6	23.5	0.0	
長野県	141	112	26	14	1	8	0	0	5	12	79.4	23.2	46.2	
岐阜県	167	90	8	7	4	3	0	0	0	1	53.9	8.9	12.5	
静岡県	447	224	8	2	0	1	0	0	1	6	50.1	3.6	75.0	
愛知県	489	108	19	8	3	5	0	0	0	11	22.1	17.6	57.9	
三重県	555	298	10	9	1	8	0	0	0	1	53.7	3.4	10.0	
滋賀県	144	51	4	0	0	0	0	0	0	4	35.4	7.8	100.0	
京都府	333	143	8	8	2	6	0	0	0	0	42.9	5.6	0.0	
大阪府	1,616	562	98	71	22	22	0	1	26	27	34.8	17.4	27.6	
兵庫県	721	715	154	129	25	41	0	0	63	25	99.2	21.5	16.2	
奈良県	314	114	71	56	15	15	5	5	16	15	36.3	62.3	21.1	
和歌山県	161	101	6	5	3	1	0	0	1	1	62.7	5.9	16.7	
鳥取県	62	39	9	5	1	2	0	0	2	4	62.9	23.1	44.4	
島根県	94	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11.7	0.0	-	
岡山県	183	80	3	1	0	0	0	0	1	2	43.7	3.8	66.7	
広島県	346	345	6	6	2	4	0	0	0	0	99.7	1.7	0.0	
山口県	533	158	20	14	3	11	0	0	0	6	29.6	12.7	30.0	
徳島県	613	249	14	12	6	4	0	0	2	2	40.6	5.6	14.3	
香川県	200	134	4	4	1	3	0	0	0	0	67.0	3.0	0.0	
愛媛県	282	203	24	5	1	3	0	0	1	19	72.0	11.8	79.2	
高知県	328	121	2	0	0	0	0	0	0	2	36.9	1.7	100.0	
福岡県	1,997	1,458	210	117	43	55	0	0	19	93	73.0	14.4	44.3	
佐賀県	455	229	74	61	17	36	0	0	8	13	50.3	32.3	17.6	
長崎県	481	333	48	32	3	7	0	0	22	16	69.2	14.4	33.3	
熊本県	537	412	47	36	6	10	0	0	20	11	76.7	11.4	23.4	
大分県	534	213	4	4	0	3	0	0	1	0	39.9	1.9	0.0	
宮崎県	410	189	22	16	3	8	0	0	5	6	46.1	11.6	27.3	
鹿児島県	908	645	58	39	15	24	0	0	0	19	71.0	9.0	32.8	
沖縄県	832	449	124	90	20	30	0	1	39	34	54.0	27.6	27.4	

区 分	① 書(入患者数) 類(入院者数) 検(検査)百(者) 数(日)を超え	② ①調整を行ったもの のうち主治医等と意見	③ ②のさ(入院者)の 結果(結果)必要(要) が(が)ない(いと)	④ ③のうち措置状況							⑤ ③患者のうち 未措置の	② ①の割合	③ ②の割合	⑤ ③の割合	
				退院又は移替等											そ の 他
				小 計	地域への移替		他法への移替		核 感 に 保 存 予 防 法 (結)	精 神 社 保 健					
					居 宅 保 護	施 設 入 所	核 感 に 保 存 予 防 法 (結)	精 神 社 保 健							
札幌市	1,489	93	0	0	0	0	0	0	0	0	6.2	0.0	-		
仙台市	220	152	2	2	0	2	0	0	0	0	69.1	1.3	0.0		
さいたま市	340	2	2	2	0	0	0	0	2	0	0.6	100.0	0.0		
千葉市	223	85	5	5	0	5	0	0	0	0	38.1	5.9	0.0		
横浜市	950	726	150	115	22	63	0	0	30	35	76.4	20.7	23.3		
川崎市	628	514	70	69	12	13	0	0	44	1	81.8	13.6	1.4		
相模原市	288	288	99	87	35	10	0	0	42	12	100.0	34.4	12.1		
新潟市	288	51	3	2	2	0	0	0	0	1	17.7	5.9	33.3		
静岡市	184	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0.5	100.0	0.0		
浜松市	82	56	7	7	2	1	0	0	4	0	68.3	12.5	0.0		
名古屋市	484	290	210	161	35	72	0	0	54	49	59.9	72.4	23.3		
京都市	846	437	152	101	52	49	0	0	0	51	51.7	34.8	33.6		
大阪市	3,030	2,613	170	85	30	12	0	0	43	85	86.2	6.5	50.0		
堺市	654	607	57	55	35	18	0	0	2	2	92.8	9.4	3.5		
神戸市	777	678	119	102	44	43	0	0	15	17	87.3	17.6	14.3		
岡山市	281	8	0	0	0	0	0	0	0	0	2.8	0.0	-		
広島市	406	249	24	24	12	12	0	0	0	0	61.3	9.6	0.0		
北九州市	1,035	973	142	129	29	53	0	0	47	13	94.0	14.6	9.2		
福岡市	1,122	343	58	49	23	25	0	0	1	9	30.6	16.9	15.5		
熊本市	440	388	38	37	26	9	0	0	2	1	88.2	9.8	2.6		
旭川市	288	52	7	4	0	3	0	0	1	3	18.1	13.5	42.9		
函館市	414	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	0.0		
青森市	98	11	1	1	1	0	0	0	0	0	11.2	9.1	0.0		
八戸市	95	95	12	8	2	4	0	0	2	4	100.0	12.6	0.0		
盛岡市	90	63	1	0	0	0	0	0	0	1	70.0	1.6	0.0		
秋田市	191	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0	-		
山形市	192	21	19	19	4	10	0	0	5	0	10.9	90.5	0.0		
いわき市	159	118	4	4	2	2	0	0	0	0	74.2	3.4	0.0		
福島市	71	71	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	-		
宇都宮市	452	305	23	12	9	3	0	0	0	11	67.5	7.5	47.8		
前橋市	81	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2.5	0.0	-		
高崎市	81	39	3	3	0	0	0	0	3	0	48.1	7.7	0.0		
川越市	77	10	0	0	0	0	0	0	0	0	13.0	0.0	-		
越谷市	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-		
川口市	149	11	11	3	1	2	0	0	0	8	7.4	100.0	72.7		
船橋市	210	27	0	0	0	0	0	0	0	0	12.9	0.0	-		
柏市	128	128	3	3	1	2	0	0	0	0	100.0	2.3	0.0		
八王子市	476	23	16	12	4	1	0	0	7	4	4.8	69.6	0.0		
横須賀市	88	88	7	7	2	5	0	0	0	0	100.0	8.0	0.0		
富山市	104	3	1	1	1	0	0	0	0	0	2.9	33.3	0.0		
金沢市	202	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0	-		
福井市															
甲府市															
長野市	71	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1.4	100.0	100.0		
岐阜市	70	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5.7	0.0	-		
豊橋市	167	73	0	0	0	0	0	0	0	0	43.7	0.0	-		
豊田市	84	84	11	11	3	8	0	0	0	0	100.0	13.1	0.0		
岡崎市	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	-		
大津市	83	32	32	32	12	1	0	0	19	0	38.6	100.0	0.0		
高槻市	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-		
東大阪市	249	86	34	22	12	9	0	0	1	12	34.5	39.5	35.3		
豊中市	153	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-		
枚方市	156	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.0	-		
八尾市	53	4	0	0	0	0	0	0	0	0	7.5	0.0	-		
寝屋川市															
姫路市	153	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-		
西宮市	150	147	53	28	3	2	0	0	23	25	98.0	36.1	47.2		
尼崎市	311	267	88	43	6	29	0	0	8	45	85.9	33.0	51.1		
明石市	162	21	6	4	1	3	0	0	0	2	13.0	28.6	33.3		
奈良市	103	8	8	8	3	0	0	0	5	0	7.8	100.0	0.0		
和歌山市	198	10	0	0	0	0	0	0	0	0	5.1	0.0	-		
鳥取市	37	14	3	2	0	1	1	0	0	1	37.8	21.4	33.3		
松江市	61	35	0	0	0	0	0	0	0	0	57.4	0.0	-		
倉敷市	176	75	16	0	0	0	0	0	0	16	42.6	21.3	100.0		
福山市	92	50	3	3	0	1	0	0	2	0	54.3	6.0	0.0		
呉市	101	101	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	-		
下関市															
高松市	175	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-		
松山市	285	285	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	-		
高知市	392	204	58	46	10	13	0	0	23	12	52.0	28.4	20.7		
久留米市	235	175	35	16	3	6	0	0	7	19	74.5	20.0	54.3		
長崎市	393	153	4	4	4	0	0	0	0	0	38.9	2.6	0.0		
佐世保市	596	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-		
大分市	695	218	10	7	0	7	0	0	0	3	31.4	4.6	30.0		
宮崎市	233	81	24	9	7	0	0	0	2	15	34.8	29.6	62.5		
鹿児島市	518	495	11	11	3	6	0	0	2	0	95.6	2.2	0.0		
那覇市	297	146	32	9	7	1	0	0	1	23	49.2	21.9	71.9		
計	54,824	28,396	4,173	2,972	854	1,206	6	20	886	1,201	51.8	14.7	28.8		

資料：保護課調

(4) 頻回受診者に対する適正受診指導結果について (平成30年度)

	受診状況把握対象者数		事前囑託医協議の結果指導対象外となった者		主治医訪問等の結果指導対象外となった者		やむを得ない理由により指導が実施できない者		指導対象者数		指導実施者数				改善者数割合 G/E
	A	うち筋骨格系・結合組織	B 人数	うち筋骨格系・結合組織	C 人数	うち筋骨格系・結合組織	D 人数	うち筋骨格系・結合組織	E=A-B-C-D		F 人数	うち筋骨格系・結合組織	うち改善された者		
									人数	うち筋骨格系・結合組織			G 人数	うち筋骨格系・結合組織	
北海道	111	46	56	27	32	7	12	5	11	7	11	7	7	4	63.6%
青森県	29	19	0	0	14	9	6	4	9	6	8	5	8	5	88.9%
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
宮城県	9	0	1	0	2	0	1	0	5	0	2	0	1	0	20.0%
秋田県	11	2	/	/	9	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0.0%
山形県	6	5	5	4	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0.0%
福島県	11	8	0	0	9	7	1	0	1	1	1	1	1	1	100.0%
茨城県	51	13	8	0	22	9	5	0	16	4	14	4	7	2	43.8%
栃木県	19	4	12	4	0	0	3	0	4	0	4	0	4	0	100.0%
群馬県	33	17	28	14	2	2	0	0	3	1	2	1	1	1	33.3%
埼玉県	271	131	38	13	176	76	18	12	39	30	37	30	22	21	56.4%
千葉県	85	59	37	24	9	7	2	0	37	26	36	26	26	19	70.3%
東京都	1,436	893	397	176	549	402	117	53	373	262	360	260	221	154	59.2%
神奈川県	89	67	/	/	64	50	3	0	22	16	21	16	13	10	59.1%
新潟県	8	4	3	2	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
富山県	3	2	0	0	2	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0.0%
石川県	3	1	/	/	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1	100.0%
福井県	9	6	/	/	4	3	1	1	4	2	4	2	3	2	75.0%
山梨県	20	3	1	0	12	1	1	0	6	2	4	0	3	0	50.0%
長野県	10	2	9	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	100.0%
岐阜県	8	4	4	2	0	0	0	0	4	2	3	2	2	1	50.0%
静岡県	24	10	13	4	0	0	1	0	10	6	10	6	4	2	40.0%
愛知県	97	55	36	21	36	16	1	0	24	16	23	17	16	14	66.7%
三重県	38	31	26	25	2	1	7	4	3	1	3	1	2	1	66.7%
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
京都府	80	58	31	24	25	23	9	3	15	8	15	8	2	1	13.3%
大阪府	429	263	255	128	25	19	9	6	140	105	134	100	97	82	69.3%
兵庫県	53	36	14	11	13	9	1	0	25	16	23	14	14	9	56.0%
奈良県	82	53	/	/	72	49	0	0	10	4	10	4	3	2	30.0%
和歌山県	49	27	/	/	47	27	0	0	2	0	2	0	0	0	0.0%
鳥取県	5	3	/	/	3	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0.0%
島根県	4	3	2	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	100.0%
岡山県	13	5	11	5	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0.0%
広島県	46	32	/	/	32	25	3	3	11	4	11	4	8	1	72.7%
山口県	88	58	30	22	48	30	2	1	8	5	8	5	3	1	37.5%
徳島県	57	11	17	0	35	10	0	0	5	1	5	1	2	1	40.0%
香川県	29	12	18	5	5	5	0	0	6	2	6	2	6	2	100.0%
愛媛県	76	29	24	5	20	12	7	2	25	12	25	12	12	8	48.0%
高知県	38	19	/	/	14	3	0	0	24	16	24	16	20	15	83.3%
福岡県	427	181	163	83	88	27	9	4	167	67	159	63	122	49	73.1%
佐賀県	63	41	13	3	32	26	7	4	11	8	9	6	6	5	54.5%
長崎県	36	25	24	16	9	8	1	1	2	0	2	0	1	0	50.0%
熊本県	13	4	5	2	7	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0.0%
大分県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
宮崎県	29	6	3	2	20	1	2	1	4	2	3	2	3	2	75.0%
鹿児島県	7	4	0	0	3	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
沖縄県	56	14	4	1	37	4	0	0	15	9	13	9	10	8	66.7%

	受診状況把握対象者数		事前嘱託医協議の結果指導対象外となった者		主治医訪問等の結果指導対象外となった者		やむを得ない理由により指導が実施できない者		指導対象者数		指導実施者数				改善者数割合 G/E
	A	うち筋骨格系・結合組織	人数 B	うち筋骨格系・結合組織	人数 C	うち筋骨格系・結合組織	人数 D	うち筋骨格系・結合組織	E=A-B-C	人数	うち筋骨格系・結合組織	うち改善された者		人数	
												人数	うち筋骨格系・結合組織		
札幌市	263	164			234	148	10	4	19	12	19	12	12	8	63.2%
仙台市	33	21	6	5	7	3	4	1	16	13	16	13	12	11	75.0%
さいたま市	117	107	57	52	13	12	26	23	21	20	21	20	12	11	57.1%
千葉市	61	56			18	16	6	6	37	33	26	24	18	16	48.6%
横浜市	411	262			340	222	8	4	63	36	63	36	42	22	66.7%
川崎市	116	103			72	63	12	12	32	28	30	26	25	22	78.1%
相模原市	57	44			32	23	2	1	23	20	23	20	18	16	78.3%
新潟市	23	23	2	2	1	1	2	2	18	18	18	16	9	9	50.0%
静岡市	38	28	23	16	6	6	2	1	7	4	7	4	4	4	57.1%
浜松市	28	16	15	6	1	1	0	0	12	9	12	9	12	9	100.0%
名古屋	276	182			200	125	16	8	60	49	53	44	30	27	50.0%
京都市	109	1			98	1	3	0	8	0	8	0	3	0	37.5%
大阪市	1,428	848			855	528	131	28	442	292	368	258	136	108	30.8%
堺市	103	53			56	25	2	0	45	28	45	28	30	15	66.7%
神戸市	394	274			357	242	9	7	28	25	28	25	14	14	50.0%
岡山市	65	16			15	2	49	14	1	0	1	0	0	0	0.0%
広島市	93	21			70	18	10	2	13	1	13	1	6	1	46.2%
北九州市	121	97	0	0	58	45	3	3	60	49	60	49	45	37	75.0%
福岡市	384	251	10	7	264	183	73	45	37	16	37	16	27	10	73.0%
熊本市	50	0			26	0	8	0	16	0	16	0	4	0	25.0%
旭川市	23	18			4	4	8	5	11	9	10	9	5	4	45.5%
函館市	23	0	15	0	4	0	1	0	3	0	2	0			0.0%
青森市	29	15	29	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
八戸市	9	0			3	0	0	0	6	0	6	0	5	0	83.3%
盛岡市	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
秋田市	11	5	0	0	11	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
山形市															0.0%
郡山市	2	1			1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	100.0%
いわき市	24	17			17	12	1	0	6	5	6	5	4	4	66.7%
福島市	2	2	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	1	0.0%
宇都宮市	25	20	25	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
前橋市	9	8	0	0	0	0	2	2	7	6	7	6	5	4	71.4%
高崎市	18	11	18	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
川越市	11	11			11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
越谷市	6	2	0	0	4	2	0	0	2	0	2	0	2	0	100.0%
川口市	19	15			13	10	0	0	6	5	6	5	2	1	33.3%
船橋市	41	22	31	16	6	4	0	0	4	2	4	2	0	0	0.0%
柏市	9	0	0	0	0	0	0	0	9	0	7	0	7	0	77.8%
八王子市	45	38	15	10	0	0	4	3	26	25	26	25	10	10	38.5%
横浜賀市	6	6			5	5	0	0	1	1	1	1	1	1	100.0%
富山市	2	0			1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
金沢市	11	11			11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
福井市															0.0%
甲府市															0.0%
長野市	19	0	17	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
岐阜市	41	17			4	2	2	1	35	14	35	14	16	10	45.7%
豊橋市	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	100.0%
豊田市	16	5	13	2	0	0	0	0	3	3	3	3	3	3	100.0%
岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
大津市	11	7			5	3	1	0	5	4	5	4	1	1	20.0%
高槻市	25	0			10	0	1	0	14	0	14	0	11	0	78.6%
東大阪市	282	191	271	181	6	5	1	1	4	4	4	4	2	2	50.0%
豊中市	27	21			7	2	0	0	20	19	20	19	12	12	60.0%
枚方市	155	108	150	108	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
八尾市	134	97	126	92	7	6	0	0	1	0	1	0	1	0	100.0%
狭尾川市															0.0%
姫路市	13	7			8	2	0	0	5	5	5	5	3	3	60.0%
西宮市	71	60	15	12	6	5	12	11	38	32	20	17	13	11	34.2%
尼崎市	74	24			50	11	1	0	23	13	23	13	20	12	87.0%
明石市	54	29	40	21	2	1	0	0	12	7	12	7	8	5	66.7%
奈良市	35	35			35	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
和歌山市	60	22			4	0	14	3	42	19	16	9	6	4	14.3%
鳥取市	7	3	0	0	6	2	0	0	1	1	1	1	1	1	100.0%
松江市	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
倉敷市	39	29	21	15	8	5	0	0	10	9	10	9	7	6	70.0%
福山市	12	2			8	0	0	0	4	2	4	2	4	2	100.0%
呉市	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
下関市	36	23	24	13	7	5	1	1	4	4	4	4	4	4	100.0%
高松市	125	51	105	49	7	1	13	1	0	0	0	0	0	0	0.0%
松山市	44	35	15	11	27	22	1	1	1	1	1	1	1	1	100.0%
高知市	47	18			16	6	16	4	15	8	10	5	1	1	6.7%
久留米市	42	26	28	20	9	5	1	0	4	1	4	1	1	1	25.0%
長崎市	187	131			187	131	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
佐世保市	24	15			13	4	0	0	11	11	11	11	8	8	72.7%
大分市	45	32	9	4	6	6	12	8	18	14	18	14	4	3	22.2%
宮崎市	49	37			10	6	17	10	22	21	15	13	8	8	36.4%
鹿児島市	352	17	348	14	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
那覇市	18	15	1	0	10	8	3	3	4	4	4	4	3	3	75.0%
合計	10,604	6,084	2,731	1,327	4,759	2,872	727	323	2,387	1,550	2,184	1,444	1,292	892	54.1%

資料：保護課調